



トマト収穫期の確認（保土ヶ谷区川島町）

- 農地の賃借料情報・事務処理状況
- 県農地等利用最適化の推進に関する意見の提出
- 農地利用状況調査の実施
- 農業委員会事務局からのお知らせ
- 委員紹介
- 横浜市からのお知らせ

農地法第52条に基づく農地の賃借料情報

10aあたりの賃借料（円／年額）

		平均額	最高額	最低額
中央 農業委員会	田	11,500	13,300	7,600
	畑	20,100	38,200	8,300
南西部 農業委員会	田	11,500	11,900	11,000
	畑	16,000	43,600	6,900

※令和3年中に利用権設定を行った賃借をもとに算出。100円未満は四捨五入。
※別途、水利費等がかかる場合があります。

令和3年度事務処理状況

		耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税猶予 ・適格者証明 (入口)	相続税納税猶予 ・利用状況確認 (20年明け)
中央 農業委員会		30件 34,327㎡	68件 53,428㎡	773件 380,901㎡	23件 111,555㎡	46件 181,618㎡
		19件 37,553㎡	36件 23,364㎡	413件 148,610㎡	11件 40,395㎡	13件 78,361㎡

※令和3年度中に開催された総会での審議件数及び面積。
※市街化区域の転用4・5条届出については、令和3年度中に受理した件数及び面積。

県農地等利用最適化の推進に関する意見を提出しました

横浜市中心農業委員会・南西部農業委員会で、それぞれ内容を検討した「令和5年度 税制改正要望」については3月に、「令和5年度 県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」については4月に、両農業委員会から神奈川県農業会議に提出しました。

今後、「横浜市農業施策に関する意見」についても市に提出する予定です。



横浜市中心農業委員会での検討の様子

■県農業会議に提出した主な意見

- ・市民農園の区域内に駐車場や搬入搬出スペース（馬入れ）が設置できるようにすること。
- ・都市における生産緑地の賃借の手続きを簡略化し、借りやすくなるよう見直すこと。
- ・気象災害による河川の洪水被害を防ぐため、自然発生した草木の伐採を進めること。

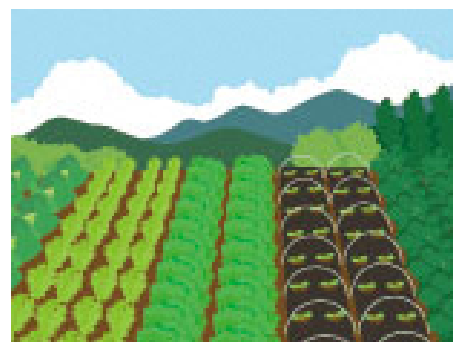
農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、遊休農地（耕作放棄地）の解消に向けて、農地法第30条の規定に基づく農地の利用状況調査を実施しています。

今年度は5月～11月に管内全農地の調査を実施します。調査の際、農地に立ち入る場合がありますので、ご協力をお願いします。

併せて、この機会に作付け・耕運・草刈りなど耕作地の管理徹底をお願いします。

この調査で確認された遊休農地の農地所有者に対して、利用の意向調査や耕作の再開・貸付等の指導を行います。



※平成29年度から、遊休農地の課税が強化されました。一定の条件に該当した農業振興地域内の遊休農地は、固定資産税が増額となる場合があります。

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、調査方法や時期を変更する場合があります。

農業委員会事務局からのお知らせ

【中央農業委員会】

事務局事務長 せきね のぶあき
関根 伸昭

事務局農地係長 ふじまき ひでのり
藤巻 秀徳

【南西部農業委員会】

事務局事務長 **新任** さわだ えつこ
澤田 悦子

事務局農地係長 **新任** こだか ひであき
小高 英明

令和4年4月1日付けで、南西部農業委員会事務局の事務長と農地係長の異動（左表の**新任**マーク）がありましたので、お知らせします。引き続き、どうぞよろしく
お願いいたします。



委員紹介

本農委だより第42号
～第48号で全委員を
ご紹介していきます。

凡例 (委員会名) 氏名
【農】 農業委員
【推】 農地利用最適化推進委員
①主な営農地域 ②主な作物 ③ひとこと

中央 大塚 喜彦【農】

- ①港北区小机町
- ②露地野菜、施設野菜
- ③農業委員として、2期目を受けさせていただきました。私が担当する地区は、後継者も多く、これからまだまだ楽しみです。都市農業を守り、地域の方々の為にがんばります。



中央 関戸 裕一【農】

- ①青葉区美しが丘西町
- ②花き
- ③担当地域は住宅に囲まれた農地が多く営農環境は良いとは言えません。この様な状況下でも近くの小学校と連携したり、周辺の方々とコミュニケーションを図りながら農業理解を深めてもらう事が大切だと考えています。



中央 大矢 勝【推】

- ①都筑区荏田南
- ②露地野菜、果樹
- ③露地野菜とキウイをメインに果樹を栽培しています。宅地化が進みゴミや石の投げ込み、防風網の切断などに悩まされています。農地保全の課題について農地利用最適化推進委員として取り組んでまいります。



中央 小原 甲史【推】

- ①緑区鴨居町
- ②露地野菜、果樹
- ③果樹と根菜類を栽培しています。「JA農娘会」での勉強会や情報交換を基に、販路を模索する娘が直売をしています。地域の皆様のお役に立てるように農地利用最適化推進委員を務めたくご協力の程を宜しくお願い致します。



南西部 横山 重雄【農】

- ①泉区和泉町
- ②露地野菜
- ③キャベツを年間700～800a生産し、共販出荷とスーパーに直接取引し出荷しています。後継者に横浜農業が明るく輝けるように相続のたびに農地が減ることのないよう、安心して耕作に携えるよう協力していきたいです。



南西部 福本 清【農】

- ①金沢区朝比奈町
- ②露地野菜、果樹
- ③区内の農家は、市街化が進む中でも露地やハウスで季節野菜を栽培し収穫した野菜は小売りもしくはメルカートや地元直売所へ出荷しています。地元農家の代表として皆様の声を聴きながら都市農業を守りたいと思います。



南西部 間邊 巖【推】

- ①磯子区上中里町
- ②露地野菜、果樹
- ③異常気象に悩まされながら少量多品種の露地野菜を作り、主として家前で直売しています。新鮮で美味しいの言葉が励みになっております。農業者の減少は寂しい限りです。就農者の増加に協力できればと思います。



📷 表紙写真インタビュー(保土ヶ谷区川島町 三村 勝久さん) 📷

表紙写真は、収穫直前のトマトの写真です。普段は毎日直売を行っています。

燃料費の高騰など苦労していることもありますが、直接消費者の声を聞けることがやりがいに繋がっています。

トマトの色に注目してください。市場に卸さず速やかに消費者へ届けることができるため、出荷直前まで赤く熟した状態にすることができます。消費者に近い、横浜の都市農業ならではの光景かもしれません。

平成4年指定の生産緑地について 特定生産緑地の指定を受けなかった方へ

指定から30年経過しても、**生産緑地の指定は自動では外れません！**

指定を外すには、別途手続（**買取申出**）が必要です。

平成4年指定の生産緑地をご所有の方には、令和元年度より特定生産緑地の指定案内をお送りしていましたが、特定生産緑地の指定を受けない場合、生産緑地指定から30年経過すると、従来の相続税や固定資産税等の税制の優遇がなくなります。

30年経過後に生産緑地の土地について農地以外の用途での土地利用をする場合は、**買取申出**の手続が必要です。買取申出を希望する場合は、ご予約のうえ、事前相談が必須です。

【平成4年指定の生産緑地を、指定から30年経過後に買取申出を希望している場合】

- ・30年経過事由での買取申出を受け付けるのは、令和4年11月14日以降です。
- ・買取申出の際には事前相談が必須です。また、事前相談にはインターネット予約が必須です。
- ・事前相談のご予約は、横浜市電子申請・届出システムをご利用ください。
予約受付開始日や詳細は横浜市ホームページをご確認ください。

横浜市 生産緑地 買取申出 **検索**

横浜市ホームページ

生産緑地の買取申出についてはこちらの
二次元コードからもアクセスできます！

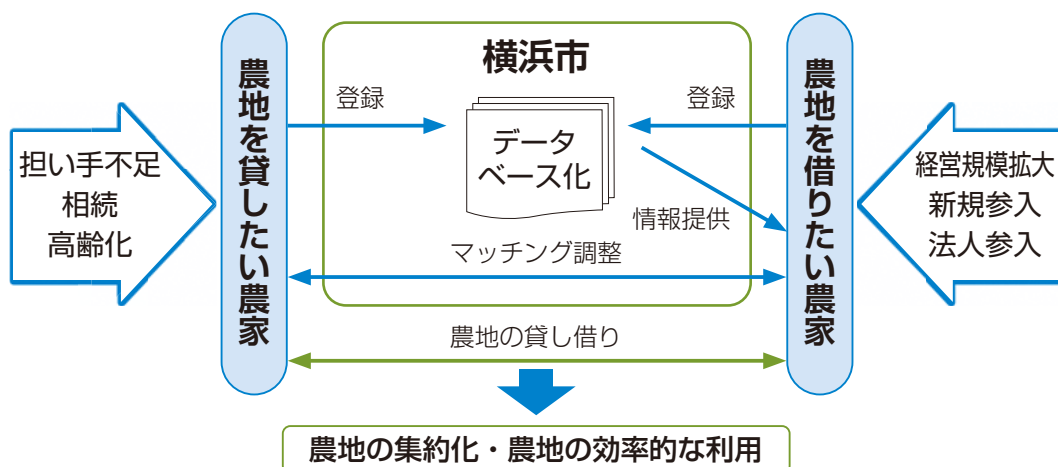


問合せ

環境創造局 農政推進課 生産緑地担当 ☎ 045-671-2726

農地を貸したい・借りたい農家の方を募集します！

横浜市では、農地の貸し借りをスムーズに行うため、農地を貸したい方から農地の情報を集め、借りたい農家の方へ情報を提供する「農地マッチング事業」を実施しています。「農地を貸したい



が、借り手が見つからない方」「農地を借りて経営規模を拡大したい農家の方」は、ぜひ農地マッチング事業に登録してください。

※登録には一定の条件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ

北部農政事務所（鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区・旭区・港北区・緑区・青葉区・都筑区）

☎ 045-948-2478 (FAX) 045-948-2488

南部農政事務所（西区・中区・南区・港南区・磯子区・金沢区・戸塚区・栄区・泉区・瀬谷区）

☎ 045-866-8491 (FAX) 045-862-4351